

# 相談支援事業所への 補助金のご案内

神奈川県では、平成 30 年 4 月から、相談支援体制の充実を図るため、常勤かつ専従の相談支援専門員を複数配置する事業所への補助を始めました。平成 31 年度も実施予定です。

補 助 額	2 名配置	月額 15,000 円
	3 名以上配置	月額 30,000 円

申請期限 補助希望月の前月 15 日



※ 31 年 4 月から交付希望の場合、3 月 15 日（金）まで

今年度補助を受けている事業者で来年度も受けたい場合は  
申請が必要です

県内の事業所が対象です（政令市・中核市域も含みます）。

申請に当たり作成が必要となる書類は、次の 4 点です。

- ①申請書
- ②勤務表（1 か月分）
- ③相談支援専門員の配置状況を記載する書面
- ④役員等氏名一覧表  
(その他、指定書や修了証等の写しを提出)

詳しくは HP（障害福祉情報サービスかながわ）掲載の「相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱」や FAQ をご覧いただき、該当の事業者様は是非申請をご検討ください。

※ 予算を超過した場合は打切りとなります。

32 年度以降は未定です。

問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  
電話 045 (210) 4720





平成30年度報酬改定で、相談支援事業への  
新たな加算等が設定されました。

## 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

### ①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

### ②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

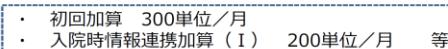
### ③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。



### ④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。  
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)



### ⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

平成30年度の報酬改定では、計画相談支援に複数の加算メニューが登場しました。

相談支援の質の向上と併せ、収入増を目指す内容ですので、表面の補助と併せて、取りこぼしがないか今一度チェックしてみてください。

**【新たな加算】** (※)①③⑦は基本報酬不算定月にも当該加算のみで請求可能

①入院時情報連携加算	医療機関が求める情報を利用者等の同意を得て提供した場合(※)	医療機関訪問	200 単位/月
		訪問以外の方法	100 単位/月
②退院・退所加算	医療機関等から情報収集してサービス等利用計画を作成した場合		200 単位/回
③居宅介護支援事業所等連携加算	利用者情報を同意を得て提供し、居宅サービス計画作成に協力した場合(※)		100 単位/月
④医療・保育・教育機関等連携加算	医療機関等の職員と面談・協議の上で利用計画を作成した場合		100 単位/月
⑤初回加算	サービス等利用計画を新規作成し、指定サービス利用調整を行った場合		300 単位/月
⑥サービス担当者会議実施加算	モニタリング時、利用者への訪問面接に加え、利用計画に位置付けた福祉サービス担当者を招集して、心身等の状況確認や計画変更等の検討をした場合		100 単位/月
⑦サービス提供時モニタリング加算	事業所を訪問してサービス提供場面を直接確認し記録を作成した場合(※)		100 単位/月
⑧行動障害支援体制加算	知事が当該加算の対象と認める研修を修了した支援技術ある専門員を配置し、その旨公表している場合		35 単位/月
⑨要医療児者支援体制加算	加算の届け出をしていれば事業所の全ての専門員が実施する分について算定可能 また対象の障害特性を有する利用者への支援を行わない月も算定可能		35 単位/月
⑩精神障害者支援体制加算			35 单位/月

詳しくは厚労省事務連絡のHPをご参照ください。

